

総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和5年10月2日神戸市公告
委託名	神戸市中央卸売市場運営本部東部市場施設管理業務委託
業務概要	東部市場における日常運転・監視、各種点検並びに緊急対応等の施設管理業務
履行場所	神戸市東灘区深江浜町1番地の1
履行期限	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

2 担当部局

〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町1番地の1（東部市場 管理棟3階）
神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理事務所
TEL 078-413-7074

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- （3）過去10年以内に施設管理業務または設備管理業務において、元請事業者あるいは元請共同企業体の代表構成員としての実績が入札日において1年以上あること。
- （4）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- （5）入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- （6）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

5 総合評価に関する事項

（1）入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点の配点（満点）}$ （価格点は、小数点第1位を四捨

五入するものとする。)

- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、落札者決定基準に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

6 申請手続等

- (1) 申請書，入札説明書，仕様書等の交付期間及び方法

令和5年10月2日（月）～令和5年10月16日（月）

神戸市ホームページへ掲載するほか，2の担当部局で配布する。

（担当部局での配布は，神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時～正午，午後1時～午後5時）

- (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は，入札参加資格審査申込書（様式4）その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し，競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については，次によるものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については，一般書留又は簡易書留によることとし，それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和5年10月18日（水）17時まで

郵送する場合は，令和5年10月18日（水）までに必着のこと。また，不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は，神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下、「本市の休日」という。）を除く 午前9時～正午，午後1時～午後5時

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

2の担当部局

7 入札参加資格の審査及び結果の通知

- (1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については，申請書等の提出期限日をもって行うものとし，結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については，書面により通知する。

- (2) 結果の通知

令和5年10月20日（金）

- (3) 入札参加資格がないと認定された者には，（2）の通知書にその理由を付す。

- (4) （3）の理由を付した（2）の通知書により通知を受けた者は，その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に，市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

- (5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で「2 担当部局」に提出すること。(様式自由。紙書類により提出すること。)
- (6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日(本市の休日を除く。)以内に書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面(様式は自由)により持参、ファクス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファクス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 提出期間

令和5年10月3日(火)～令和5年10月18日(水)(本市の休日を除く。)の
午前9時～正午、午後1時～午後5時

- (2) 回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答します。ただし、提案書の作成に関する質疑のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者にのみ回答することもあります。

回答は電子メールで送付します。

10 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札及び提案書の提出の日時及び方法

日 時	令和5年11月20日(月) 午前10時00分～午前10時30分
提出場所	神戸市東灘区深江浜町1番地の1 (東部市場管理棟3階) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理事務所
提出方法	(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送(ファクス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。提出部数は1部とする。 (2) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。 (3) 提案書については(1)の封筒とは別に提出するものとする。紙書類により提出すること。委託業務名」及び「入札参加者名」を記載する。
入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

	<p>る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 業務費内訳書について</p> <p>入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。</p> <p>(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額としてください。</p>
その他	<p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <p>① 提案書の全部又は一部を提出しない場合</p> <p>② 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合</p> <p>③ 提案書に虚偽の記載がある場合</p> <p>④ その他提案書に関して適正な評価ができない場合</p> <p>(2) 必要に応じて入札者に対して提案書に関する説明を求めることがある。この場合、令和5年11月24日（金）午後5時までに連絡する。説明には、配置予定技術者及び提案書の説明ができる者の出席を求める。</p> <p>なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の提案書の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 提案書の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p> <p>(6) 提出された提案書は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。</p>

12 開札予定日時及び方法

日 時	令和5年11月20日（火）午前10時30分予定
場 所	神戸市東灘区深江浜町1番地の1 東部市場管理棟3階 大会議室
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 11の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の</p>

	<p>時においてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書は無効とする。</p> <p>(7) 提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。</p> <p>(8) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。</p>
--	--

13 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 神戸市中央卸売市場運営本部東部市場施設管理業務委託仕様書に指定された項目をすべて満たしていること。
 - ウ 技術点の合計点が21点以上であること。
- (2) 総合評価点が高い者が2人以上あるときは、価格点の高い者を落札者とする。価格点も同点の場合は落札者決定基準に従って落札者を決定する。
- (3) 提出書類作成要領(別紙)に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

14 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者ごとの入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。）について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

15 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

16 契約等に係る事項

- (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに東部市場で契約書類等を受領し、その日を含めて5日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。7日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。
- (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。
- (3) 落札者が提出した技術提案等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務

があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、履行義務としない。

17 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。